

新しいタイプの商標の特定方法等に関する 新商標WGにおける検討の方向性

(1) 動きの商標

動きの商標は、視覚的に認識できる図形等が時間によって変化して見える商標（例えばテレビやコンピュータ画面等に映し出される動く平面商標や動く立体商標等）である。動きは、現行の「標章」の形状等が変化するものであるため、「標章」の定義に標章の形状等が変化するものが含まれることを条文上明確化することが適切と考えられる。

動きの商標については、図形等の変化の複雑さに応じて、複数の図と文章による説明を願書に記載するか、または商標を記録した電子ファイルを提出することで、その権利範囲を明確に特定することができると考えられる。

そこで、動きの商標の出願においては、動きの商標である旨を願書に記載するとともに、複数の図による商標見本と商標の説明文で商標を特定する方法と、電子ファイル（動画）で商標を特定する方法のいずれかを出願人が選択することができることとするのが適切と考えられる。また、商標を記録した電子ファイル（動画）によって商標を特定する場合には、第三者による商標の確認や先行商標調査等の負担軽減及び審査の迅速化への寄与のため、出願人が当該電子ファイルの内容の要約を提出することとするのが適切と考えられる。当該要約は、動きの商標については静止画を記載することとするのが適切と考えられる。なお、当該要約は登録商標の権利範囲を特定するものには含まれないものとするのが適切と考えられる。

動きの商標のうち、電子ファイルが長時間にわたるものや極めて多数の図により特定されるものは、第三者による先行商標調査等の負担を著しく増すことになり、特許庁における審査にも多くの時間を要することになる。このため、電子ファイルや複数の図について、時間的制限や枚数制限を設けることが適切と考えられる。

(2) ホログラムの商標

ホログラムの商標は、ホログラムに映し出される図形等が見る角度によって変化して見える商標である。ホログラムは、現行の「標章」の形状等が変化するものであるため、「標章」の定義に標章の形状等が変化するものが含まれることを条文上明確化することが適切と考えられる。

ホログラムの商標については、図形等の変化の複雑さに応じて、複数の図

と文章による説明を願書に記載するか、または商標を記録した電子ファイルを提出することで、その権利範囲を明確に特定できると考えられる。

そこで、ホログラムの商標の出願においては、ホログラムの商標である旨を願書に記載するとともに、複数の図による商標見本と商標の説明文で商標を特定する方法と、ホログラムを傾けた際の実際の見え方を記録した電子ファイル（動画）で商標を特定する方法のいずれかを出願人が選択することができることとするのが適切と考えられる。また、商標を記録した電子ファイル（動画）によって商標を特定する場合には、第三者による商標の確認や先行商標調査等の負担軽減及び審査の迅速化への寄与のため、出願人が当該電子ファイルの内容の要約を提出することとするのが適切と考えられる。当該要約は、ホログラムの商標については静止画を記載することとするのが適切と考えられる。なお、当該要約は登録商標の権利範囲を特定するものには含まれないものとするのが適切と考えられる。

ホログラムの商標のうち、電子ファイルが長時間にわたるものや極めて多数の図により特定されるものは、第三者による先行商標調査等の負担を著しく増すことになり、特許庁における審査にも多くの時間を要することになる。このため、電子ファイルや複数の図について、時間的制限や枚数制限を設けることが適切と考えられる。

（３）輪郭のない色彩の商標

輪郭のない色彩の商標とは、図形等と色彩が結合したものではなく、色彩のみからなる商標である。輪郭のない色彩の商標は、複数の色彩を組み合わせたものと、単一の色彩によるものがあるとされる。輪郭のない色彩は、現行の「標章」の定義に含まれていないため、これを「標章」の定義に含めることが適切と考えられる。

輪郭のない色彩の商標については、願書に色彩を記載し、当該色彩を文章等で説明することで、その権利範囲を明確に特定できると考えられる。さらに、複数の色彩を組み合わせた商標については、色彩を組み合わせる方法を併せて説明することで、その権利範囲を明確に特定できると考えられる。

そこで、輪郭のない色彩の商標の出願においては、輪郭のない色彩の商標である旨を願書に記載するとともに、商標見本及び商標の説明文で商標を特定することが適切と考えられる。

（４）位置商標

位置商標は、図形等の標章とその付される位置によって構成される。標章に識別力がない場合であっても、標章が常に商品の特定の位置に付されることによって、識別力を獲得する商標である。位置商標として商品等に付す図形や色彩等は現行の「標章」の概念に含まれているため、現行の商標の定義規定が適用されることになると考えられる。なお、位置については、標章とは別の概念であって、標章とあいまって商標の権利範囲を特定するものとして扱うことが適切と考えられる。

位置商標については、願書に特定の位置に付す図形等の標章を記載し、当該標章が付される商品等の形態を破線で示すとともに、位置について文章で補足し位置を特定することで、その権利範囲を明確に特定することができると考えられる。

そこで、位置商標の出願においては、位置商標である旨を願書に記載するとともに、商標見本及び位置に関する事項によって商標を特定することが適切と考えられる。位置商標に関する商標見本及び位置に関する事項の記載としては、願書に特定の位置に付す図形等の標章を記載し、当該標章が付される商品等の形態を破線で示すとともに、位置について文章で補足し位置を特定することで、権利範囲を明確に特定することが適切と考えられる。

（５）音の商標

音の商標は、音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚によって認識されるものである。音は、現行の「標章」の定義に含まれていないため、これを「標章」の定義に含めることが適切と考えられる。

音の商標に土江は、商標を記録した電子ファイルを提出することで、その権利範囲を明確に特定することができると考えられる。

そこで、音の商標の出願においては、音の商標である旨を願書に記載するとともに、電子ファイル（音声）で商標を特定することが適切と考えられる。また、商標を記録した電子ファイル（音声）によって商標を特定する場合には、第三者による商標の確認や先行商標調査等の負担軽減及び審査の迅速化への寄与のため、出願人が当該電子ファイルの内容の要約を提出することとするのが適切と考えられる。当該要約は、音の商標については楽譜又は説明文を記載することとするのが適切と考えられる。なお、当該要約は登録商標の権利範囲を特定するものには含まれないものとするのが適切と考えられる。

音の商標のうち、電子ファイルが長時間にわたるものや極めて多数の図により特定されるものは、第三者による先行商標調査等の負担を著しく増すことになり、特許庁における審査にも多くの時間を要することになる。このため、電子ファイルや複数の図について、時間的制限や枚数制限を設けることが適切と考えられる。